

第3回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 三田隆俊は、平成29年8月25日、午前9時30分、農業委員を足利市役所に召集し、第3回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	三田照子	3	三田隆俊
4	藤生正浩	5	森山進平	6	遠藤茂太
7	河内義昭	8	星野雅彦	9	長谷川良光
10	亀田幸雄	11	仙田光男	12	桐生さとみ
13	清水 茂	14	赤坂安一	15	本島一喜

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 蜂須義久、次長 吉澤 勇、副主幹 足立 純、主査 糸井隆雄、主事 大賀 俊

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は15名、全員であります。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第3 議案第1号から議案第5号について</p> <p>議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第5号 足利農業振興地域整備計画の変更(案)に係る市長からの協議について</p> <p>以上であります。</p>
議長	<p>ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員15名で定足数に達しておりますので、これより第3回足利市農業委員会を開会いたします。</p> <p>【午前9時27分 開会】</p>

議長 報告事項について、次長より報告いたさせます。

次長 【事業概要報告】

議長 次長から報告がありましたが、ご意見はございませんか。

議長 【意見なし】

議長 それでは日程に入ります。

議長 日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。

議長 議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

議長 2番 三田照子委員、14番 赤坂安一委員を指名いたします。

議長 ご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

議長 続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主査 議案書の1ページをお開き下さい。

議長 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。1ページの総括表に基づきましてご報告いたします。

議長 まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が1件、筆数が1筆、面積が390㎡となっております。

議長 続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が22件、筆数が32筆、面積が9,164.61㎡となっております。

議長 合計いたしまして、件数が23件、筆数が33筆、面積が9,554.61㎡となっております。

議長 また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから7ページに記載されております。

議長 よろしく願いいたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

議長 【質問なし】

議長 ないようですので、それでは、専決処理についてご了承願います。

議長 続いて日程第3に入ります。

議長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長 事務局の説明を求めます。

副主幹 議案書の8ページをお開き下さい。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議長 1番、申請地は月谷町地内の田、面積1,087㎡ほか8筆です。合計で

6814㎡です。

譲受理由は、市内で牧場運営を行っており、牧草の本格的な自社生産を行いたいで、譲渡理由は、高齢により経営規模を縮小したいというものです。契約内容は解除条件付きの賃借権の設定です。

続きまして、議案書の47ページをお開き下さい。1番の調査書となっております。

各項目とも、適正なもの判断されております。本案件は市内の一般法人の新規農業参入にかかる案件で、本来運営委員会での審査案件ですが、今回運営委員会が調査班を兼ねていたため、調査会で新規就農についても審査を行いました。その新規就農に係る資料が51ページから載せてございますので、ご覧いただきたいと思っております。

失礼いたしました。その前に48ページが位置図、49ページと50ページが公図の写しとなっております。51ページから52ページに営農計画書、53ページから55ページに法人登記簿の写し、56ページから60ページに定款、61ページから62ページ左側までが理由書、62ページ右側から63ページ左側に地域調和についての確約書、に63ページ右側から64ページに牧草試験耕作の位置図、65ページから68ページに解除条件付き契約書が載せてございます。一般法人での農地の賃借の場合、何らかの事情で耕作が出来なくなった場合に所有者が一方的に契約を解除できる条件を契約書に入れることが義務付けられておまして、このためこのような契約書の作成をお願いしているところでございます。

以上よろしく、ご審議をお願いいたします。

議長 本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

森山委員。

5番 運営委員長の森山です。

3条許可申請及び新規就農について、調査会の実情調査結果を報告いたします。

今回は、3条許可申請に伴い、別添の申請資料にもとづきまして、申請人出席のもと実情調査を行いました。

調査年月日は、平成29年8月17日、木曜日、午前11時00分から、私と三田会長、長谷川職務代理、遠藤委員、星野委員の計5名で調査を行いました。

申請内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、申請人からの実情調査で、申請人は市内で人材派遣業を営む傍ら牧場の運営を行っており、ポニー13頭を飼育しているが、飼料1頭当たり1日約20キロを購入しており経費もかかるため、飼料を自社で生産することを計画し、申請地を賃借して採草放牧地として利用したく、今回申請に至ったとのことでありました。

重要な使用人として農業大学出身の社員を農場長として配置するほか、若い社員を配置し技術を習得させ、地区の前農業委員にトラクター運転について技術指導を仰ぐ計画であります。また地域の草刈等にも積極的に参加し地域住民の信頼獲得に努めたいとのことでありました。なお、申請人が保有する市内にある現在の厩舎・馬場の状況についても確認し、営農を行う諸条件がすでに整い、同社の営農への強い意欲があることを確認いたしました。

結果として、調査会といたしまして、新規就農を承認し、許可したいと考えております。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

長谷川委員。

9番

9番 長谷川です。

調査会の中でも、いらした担当者の方にお聞きして、アドバイスの意見を申し上げましたけれども、賃借料が高すぎるということで、それと同じ資料がこちらに載っていますけれども、その後、当事者からの変更があったのか、またもしなかった場合でも、調査会の中で賃料が高すぎるという指摘を述べているだけに、もし金額が変更になっても、それはそれで承認する方向でいったほうがいいのではないかというふうに思いますので、意見として申し述べたいと思います。

議長

足立副主幹。

副主幹

ご質問の件につきましては、65ページと68ページに契約金額について載せてございます。

66ページのほうが、借賃としまして毎月末に1万5千円を支払うということで記載がございます。

長谷川職務代理のご指摘がございましたので、賃料を見直す方向でお願いをしましたところ、当初2万円だったところを5千円下げて1万5千円にさせていただいたということでございます。68ページの金額につきましても、協議をした結果、当初の金額どおりでお願いしたいということとなったと報告をいただいております。

なお、こちらにも反省すべき点があるのですが、事務局で示しております賃借料情報ですが、あらためて見なおしてみても初めて気が付いたのですが、どこにも年額という表示がなかったのです。当たり前で年額でみてしまっていて、申請者は月額と勘違いをされたということで、当初から勘違いがたあつままということで、こちらにも非があったかなと反省しておるところでございます。

議長

以上、報告いたします。

9番

よろしいですか。

気が付かなければそれまでの案件ですが、毎月ですから、一反当たり年間ですと十何万という額になってしまうものですから、周りに与える影響も非常に大

議長

きくなるかなと思いますので、許可する方向はいいのですが、最後は周りの状況に合わせるように、農業委員会からお願いなり、相談していただけたらと思います。

月額、年額の勘違いがあったということですが、しっかりと農業委員会からも賃借料情報に追記をし、皆さんが間違えないように発信していかなければならないと思います。

そして、この案件の関係者にもそれなりの説明をしていかなければと思っています。

それでは他にございませんか。それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

議長

【「異議なし」の声あり】

異議なしと認め、議案第1号はそのように決定いたしました。

続いて、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

副主幹

事務局の説明をお願いします。

それでは議案書の9ページをお開き下さい。差し替えをさせていただきましたので、そちらをご覧ください。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、申請地は奥戸町地内の田、面積91㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル44枚を70.84㎡に設置するものです。

申請理由は、規模縮小による農地の有効利用と売電のため、太陽光発電設備を設置したいで、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例適用外、こちらは1000㎡未満は条例上、適用外となっております。農地法4-2-2、他に代替えする土地の有無 無です。

なお、平成28年2月17日付けで太陽光発電設備用地として農地転用許可をしております、隣接する田 506㎡と一体利用となります。

続きまして、議案書の69ページをご覧ください。1番の調査書となっております。各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございますのでご覧いただきたいと思います。

また、参考といたしまして71ページに土地利用計画図・太陽光パネル配列図が載せてございますので、併せてご覧いただきたいと思います。

それでは議案書の9ページにお戻り下さい。

続きまして2番、申請地は板倉町地内の田、面積254㎡ほか1筆、計630㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル140枚のうち105枚を131.04㎡に設置するものです。

申請理由は、規模縮小による農地の有効利用と売電のため、太陽光発電設備

を設置したいで、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例適用外、農地法4-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

なお、隣接する雑種地64㎡と一体利用になります。

続きまして、議案書の72ページをご覧ください。2番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図、また74ページに土地利用計画図が載せてございますのでご覧いただきたいと思っております。

議長 以上、よろしくご審議をお願いいたします。

本件について、意見を求めます。

議長 【意見なし】

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】

異議なしと認め、議案第2号はそのように決定をいたしました。

続いて、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

副主幹 事務局の説明をお願いいたします。

それでは、議案書の10ページをお開き下さい。こちら差し替えいたしましたページですのでそちらをご覧ください。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、申請地は月谷町地内の田、面積1,004㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル224枚を365.90㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を借り受け、太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例届出済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

ちなみに貸渡人と借受人は親子になります。

続きまして、議案書の76ページをお開き下さい。1番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

1000㎡を超える案件でございますので、調査会で調査をしております、その実情調査報告書が75ページと77ページから80ページに載せてございます。

議案書の10ページにお戻りください。

続きまして2番、申請地は大前町地内の田、面積254㎡ほか2筆、計2,135㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル524枚を1,300㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例届出済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

続きまして、議案書の82ページをご覧ください。2番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、実情調査報告書が81ページと83ページから89ページまでに載せてございます。

それでは議案書の11ページをお開きください。

続きまして3番、申請地は松田町地内の田、面積363㎡ほか20筆、計9,925㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル1,841枚を3,074.47㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を借り受け、太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は地上権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。なお、隣接する原野261㎡と一体利用になります。また、5条許可申請5番と関連する案件でございます。

続きまして、議案書の91ページをご覧ください。

3番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

なお、前回の総会でもお話しさせていただきましたが、申請地周辺がホテルの繁殖地になっており、一部で反対運動が起こっている状況も考慮いたしまして、許可が相当と認められる場合に付すべき条件として、「事業開始前に周辺住民等との間で十分調和を図った上で着工すること」という項目を入れさせていただきました。

なお本日、追加でお配りをさせていただきましたが、申請人からのこれについての確約書が出されておりますので、そちらも併せてご覧いただきたいと思っております。96-2というものでございます。

確約書の内容を確認したいと思います。

【確約書の読み上げ】

また、実情調査報告書が90ページと92ページから96ページに載せてございますので、併せてご覧いただきたいと思っております。

それでは議案書の12ページにお戻りください。

続きまして4番、申請地は奥戸町地内の宅地、現況畑、面積118.99㎡ほか1筆、計974.99㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル216枚を359.15㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例適用外、農地法5-2-2、他に代替えする土地の有無 無です。

続きまして、議案書の97ページをご覧ください。4番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

98ページに位置図と公図、土地利用計画図が99ページに載せてございますので、ご覧いただきたいと思います。それでは議案書の12ページにお戻りください。

続きまして5番、申請地は松田町地内の畑、面積740㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル95枚を158.65㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替えする土地の有無 無です。

なお、5条許可申請3番と関連する案件となります。

続きまして、議案書の100ページをご覧ください。5番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断をされております。

なお、許可が相当と認められる場合に付すべき条件として、3番と同様に「事業開始前に周辺住民等との間で十分調和を図った上で着工すること」という項目を入れさせていただきました。

101ページに位置図、102ページに公図、103ページに土地利用計画図が載せてございます。

それでは議案書の12ページにお戻りください。

続きまして6番、申請地は粟谷町地内の田、現況畑、面積378㎡です。

施設の概要は、一般住宅一棟、延べ床面積114.93㎡です。

申請理由は、現在市内の妻の実家に住んでいるが、手狭なため申請地を譲り受け、住宅を建築したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34-14、長期居住者のための住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

続きまして、議案書の104ページをお開き下さい。6番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断をされております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

それでは議案書の13ページをお開きください。

続きまして7番、申請地は堀込町地内の畑、面積498㎡です。

施設の概要は、一般住宅一棟、延べ床面積85.27㎡です。

申請理由は、現在市内の借家に住んでいるが、手狭なため申請地を譲り受けとありますが、借り受けの誤りですので訂正をお願いします。申請地を借り受け、住宅を建築したいで、契約内容は使用貸借権の設定、農振区分は調査中とありますが、農振区域内の誤りですのでこちらも訂正をお願いします。農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34-14、長期居住者のための住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

なお、譲受人と譲渡人は義理の親子になります。

続きまして、議案書の106ページをお開き下さい。7番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

議案書の13ページにお戻りください。

続きまして8番、申請地は羽刈町地内の畑、現況 その他とありますが、現況は物置が建っている状態でございます。面積が41㎡です。

施設の概要は、住宅の敷地拡張で、物置1棟延べ床面積9.55㎡です。

申請理由は、隣接地に住宅を建てて住んでいるが収納が手狭なため、申請地を譲り受け敷地を拡張し、物置を建築したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34-11、かつこ書きが抜けておりますが、基準を満たす道路に接する住宅でございます。農地法5-2-2、他に代替えする土地の有無 無です。

なお、隣接する宅地498.76㎡と一体利用となります。

続きまして、議案書の108ページをご覧ください。8番の調査書となっております。各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

議長

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

6番

遠藤委員。

6番 遠藤です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の75ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日および調査班は3条許可申請と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が太陽光発電設備用地として、利用したいというものです。転用面積については、最大公称出力66.08キロワットの発電設備を設置

しようとして計画し、申請地に発電パネル枚数224枚が設置できる、1,004㎡の面積が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、周辺に障害物がなく日当たりの良いなどの条件の土地を数カ所検討し、条件を満たしている適地が申請地とのことでした。

申請地東側および西側、北側は水路、南側は田となります。

発電パネルの設置は、造成を行わず整地のみで行い、周囲は安全対策としてフェンスを設置する予定です。

雨水対策は敷地内自然浸透とし、除草対策については防草シートを敷くことから、周辺農地への影響はないものと思われま

す。また、事業費は、全て融資で賄われることを確認いたしました。

結論として、申請地は、月谷町東部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

議長 以上で、報告を終わります。

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

議長 【意見なし】

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】

異議なしと認め、議案第3号 1番はそのように決定いたしました。

続いて、2番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

8番 星野委員。

8番 星野です。

それでは実情調査の結果を報告いたします。

資料の81ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日および調査班は3条許可申請と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略させていただきます。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が太陽光発電設備用地として2区画、利用したいというものです。

転用面積については、最大公称出力81キロワットの発電設備と、もう一方に最大公称出力67.20キロワットの発電設備を設置しようとして計画し、申請地に発電パネル枚数300枚と224枚がそれぞれ設置できる、2,135㎡の面積が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、周辺に障害物がなく日当たりの良いなどの条件の土地を数カ所検討し、条件を満たしている適地が申請地とのことでした。

申請地東側および西側は認定外道路および田、南側は水路および畑・山林、北側は水路および田となります。

発電パネルの設置は、造成を行わず整地のみで行い、周囲は安全対策としてフェンスを設置する予定です。

雨水対策は敷地内自然浸透とし、安全対策として遠隔モニタリングサービスを利用することから、周辺農地等への影響はないものと思われま

す。また、事業費は、土地購入費を含め、全て自己資金で賄われることを確認いたしました。

結論として、申請地は、大前町北東部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

議長 以上で、報告を終わります。

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

議長 【意見なし】

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】

異議なしと認め、議案第3号 2番はそのように決定いたしました。

続いて、3番を上程いたします。

本件も調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

5番 森山委員。

5番 森山です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の90ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日および調査班は3条許可申請と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

転用面積については、最大公称出力552.3キロワットの発電設備を設置しようとして計画し、申請地に発電パネル枚数1,841枚が設置できる、9,925㎡の面積が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、周辺に障害物がなく日当たりの良いなどの条件の土地を数カ所検討し、条件を満たしている適地が申請地とのことでした。

た。

申請地東側は水路および田、西側は田、南側は河川、北側は公道となります。

発電パネルの設置は、敷地内で切土と盛土を行ったうえで整地をし、周囲は安全対策としてフェンスを設置する予定です。

雨水対策は、自然浸透としますが大雨に備え、雨水浸透柵および沈砂池を設けるため、周辺農地等への影響はないものと思われま。

また、事業費は、土地購入費を含め全て自己資金で賄われることを確認いたしました。

また、周辺住民等から今回の事業に対し反対運動が起きていることから、事業開始前に周辺住民等と十分に調和を図った上で事業を開始するとの内容の確約書の提出を取りつけております。

結論として、申請地は、松田町東部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

議長 以上で、報告を終わります。

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

9番 長谷川委員。

9番 長谷川です。

次長 地上権設定21年ということですが、固定資産税は支払えるのですか。

議長 お互いの契約間で了承していることと思います。

9番 よろしいですか。

議長 わかりました。

そのほかにご意見ございますか。それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】

異議なしと認め、議案第3号 3番はそのように決定いたしました。

続いて、4番から8番を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

議長 【意見なし】

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】

異議なしと認め、議案第3号 4番から8番はそのように決定いたしました。

続いて、議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

主査 事務局の説明をお願いいたします。

それでは議案書の14ページをお開き下さい。

議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

平成29年8月31日公告分であります。

議案書の15ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。貸借権設定（利用権設定）が11件で、面積34,956㎡です。

続きまして所有権移転が2件で3,543㎡です。

なお、詳細については、16ページから19ページに記載されております。

続きまして、所有権移転、交換が2件ございます。議案書の20ページをお開き下さい。

1番、交換を行う土地は、野田町地内の田、面積は1,917㎡です。

ちなみに2番と関連する案件となります。

続きまして2番、交換を行う土地は、野田町地内の田、面積は1,626㎡です。

審議の後、承認をいただきましたら、いずれも8月31日付で公告の手続きを行います。

議長 以上よろしくご審議をお願いいたします。

本件について、意見を求めます。

議長 【意見なし】

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】

異議なしと認め、議案第4号はそのように決定いたしました。

それではここで暫時休憩といたします。

議長 【午前10時50分 休憩】

それでは休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

議長 【午前10時54分 再開】

続いて、議案第5号 足利農業振興地域整備計画の変更（案）に係る市長からの協議についてを議題といたします。

農政課 市当局の説明をお願いいたします。

議案書の23ページをご覧ください。

議案第5号、足利農業振興地域整備計画の変更（案）について、ご説明いたします。

足利市では、農業振興地域の整備に関する法律に基づいた足利農業振興地域整備計画において、農業上の利用を確保すべき土地として農用地区域を設定しております。

今回は、この農用地区域内における計画の変更についてです。

7月の申出受付分は、用途区分の変更となるJA足利トマト選果場の移転、除外となる一般住宅の建築の2件です。

それでは、議案についてご説明いたします。

1番、「用途区分の変更」です。農地を、耕作目的ではない農業用の用途へ変更するもので、変更後も農用地区域のままとなります。

農振法では、用途区分の変更について要件や関係機関への意見照会についての規定はございませんが、市では、農業及び農業者への影響などを考慮いた

しまして、おおむね農振除外の要件に準じた審査をしております。

また、今回の案件は申出面積が1haを超えるため、栃木県との協議も行うこととなります。

変更後の用途は、農業用施設、変更申出地は、JA足利営経プラザ南側の田、上渋垂町723ほか6筆、計14,436㎡です。

変更目的は、野田町にあるトマト選果場の移設です。

申出の理由は、今後も出荷増が見込まれる中、選別機械の老朽化及び処理能力不足の解消とともに、機械の大型化及び作業スペースを確保するため、現施設を移転するものです。

土地については、市内のトマト生産エリアの中央付近であり、部会員の選果場までの距離及び出荷効率が平均化され、搬入にともなう荷傷みが減少し、品質向上、売上増も期待できる場所を選定しております。

土地の選定にあたっては、市街化区域、既存敷地、その隣接地、あがた駅南産業団地、いちご集出荷場の隣接地、営経プラザ北側の農地等の複数の土地を検討したものです。

建物、通路、資材置き場、駐車場、調整池等の面積は、必要最小限であり、適当なものと考えられます。

日照については、西側に建物を建築し、東側の田への影響を軽減しています。また、西側の田については、市道を介しているとともに、建物の位置も間隔をとっているため軽微なものと考えられます。

申出地外周にはフェンスを設置し、ごみ等が農地へ入らないように配慮しています。

排水については、雨水及び合併処理浄化槽からの汚水を調整池から東側の排水路へ放流することで、三栗谷用水土地改良区と協議しており、周辺農地への影響はないものと考えられます。

隣接農地の地権者及び耕作者も同意しております。

都市計画法においては、第34条第4号後段に該当し、開発許可の見込みがあるとの回答を得ています。

申出地は、北側はJAの営経プラザ、西側は市道に接するのみですが、農作業の集団化等に大きな影響を及ぼすおそれはないと考えられ、また、市及び地域の農業振興に貢献する施設であることや必要性等を総合的に勘案し、やむを得ないと判断いたしました。

申出地では3名の認定農業者が耕作しておりますが、施設野菜主体の農業者及び他地域での農地集積を計画している農業者であるため、経営面積の減少にともなう農業経営改善計画の達成に支障はないものと考えられます。

申出地は、平成22年度に完了した灌漑排水事業の受益地に入っておりますが、敷地内を横断する用水路はなく、支線用水路の最下流部に位置しているため農業用水路の機能に支障はなく、市及び地域の農業振興に貢献する施設であること、必要性等を総合的に判断し、やむを得ないと考えます。

30ページ以下に位置図、農振図、公図の写し、土地利用計画図、建物図面が添付されていますので、ご参照ください。

続いて、議案書の36ページをご覧ください。

2番、一般住宅の建築に係る農用区域からの除外についてご説明いたします。資料といたしまして37ページに位置図、38ページに農振図、こちらは白黒となっておりますが、塗りつぶしてあるところが青地となっております。39ページが土地利用計画図、40ページに公図の写し、41ページ以降に建物図面等が添付されていますので、ご参照ください。

では説明させていただきます。

今回除外後の用途は、一般住宅となっております。

申出地は、島田町の県道赤岩・足利線と市道上洪垂藤本通りの交差点から西に80mの田、島田町823-1、2、658㎡のうち500㎡です。

申出理由は、申出者及び申出者の妻とも70歳代となり、健康面に不安が出てきたため、群馬県邑楽郡大泉町に暮らす長女家族と共に協力して生活するというものです。

申出者の住居に長女家族3名が居住するには狭小であり、7歳の孫の成長を考えると部屋も不足し、また、孫の進学や環境変化への順応性を考えると、幼少期の現在が良いと思われ、住宅建築の必要性があると考えられます。

土地選定については、市街化区域など申出者の居住地近隣で、農用地以外の土地を検討したものの適地がありませんでした。また、申出者の所有地を検討しましたが、農用区域の縁辺部に該当しない等の理由でこちらの申出地となりました。

申出地は宅地等の農用区域外の土地に、2辺以上が接しており、農用区域の縁辺部に該当するものです。

申出地の耕作者は認定農業者ですが、今回の除外面積は、当該認定農業者の経営面積の0.4%であること、当該認定農業者の後継者は地域の担い手として位置づけられており、農地の集積・集約にも影響はないと考えられ、住宅建築にも同意しています。

雑排水は合併処理浄化槽を設置し、市道側溝へ排水するため、農業用水路の機能に支障はないと考えられ、三栗谷用水土地改良区からの同意書も提出されております。

申出地は畦畔で2つに分かれておりますが、住宅建築による分筆後は、1枚の田として利用いたします。

出入口及び水の取入れは既存の東側から、排水は耕作者が素掘りで西側に設ける予定です。

申出地は昭和21年度に完了した圃場整備事業の受益地ではありますが、完了後8年を経過しております。

以上のことから、除外はやむを得ないと考えられます。説明を終わります。

ご審議よろしくお願いたします。

議長

議長 本件について、意見を求めます。

議長 【意見なし】
それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】
異議なしと認め、議案第5号はそのように承認いたしました。
以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。
なお、議案末尾に事前協議申請の処理経過及び農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。
以上で、第3回足利市農業委員会を閉会いたします。
【午前11時07分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年11月27日

足利市農業委員会

2番委員

14番委員